

今井先生，小木曾先生からのヒアリング

上富刑事法制管理官 死刑の在り方についての勉強会の第10回の会合を開催させていただきます。

刑事局刑事法制管理官の上富が進行役を務めさせていただきます。

本日の勉強会では，2名の外部の方からイギリス及びフランスにおける死刑廃止の経緯などについて御説明を伺うことになっております。

まず，本日のヒアリングに先立ちまして，平岡法務大臣からあいさつがあります。平岡大臣，よろしく願いいたします。

1 平岡法務大臣挨拶

平岡法務大臣 本日は死刑の在り方についての勉強会の第10回目の会合ということになりました。今井先生，小木曾先生，両先生におかれましては，お忙しいところこうしてお越しいただきまして，本当にありがとうございます。

この勉強会については，既に御案内のことと思いますけれども，千葉景子元法務大臣が死刑の在り方について国民的な議論の契機となるということを目的として立ち上げられたものでございます。実は部内の勉強会と，そしてこうして外部の方お招きしてお話を伺うという勉強会，ほぼ交互にやっております。実は外部の方をお呼びしてするのは第3回と第5回と第7回に続いて，今回第10回，外部の方に来ていただくのは4回目の会議ということになります。是非こうした勉強会を通じて，国民の間で幅広い観点からの議論が行われることを期待いたしたいと思っております。

私も，就任以来いろんなところで死刑問題についてもインタビューに答えたり，あるいは国会での審議の中で発言させていただいておりますけれども，死刑の在り方を考えるに当たっては，国民の皆さんが死刑制度に関する国際的動向などについて十分な情報を持った上で議論していただきたいと考えておりました。

このような観点から，今日はイギリスとフランスにおける死刑廃止の経緯等についてお話を伺うこととさせていただきますけれども，この両国の刑事司法制度について深い御知見をお持ちの今井猛嘉先生と小木曾綾先生からお話を伺えるということは，大変有意義なことだと考えております。両先生におかれましては，御多忙中のところ本勉強会にお越

しいたきまして誠に有り難く存じますけれども、先生方からいろいろとお話を伺いまして、また我々の方からも質問等もさせていただくというようなことになろうかと思えます。

今日の勉強会については、いろいろと資料も用意していただいておりますけれども、公開ということを前提にしておりますものですから、国民の皆さんにも今日の資料も見ていただく、あるいは今日の議論も我々の方でまた公表させていただくということになりますので、どうかよろしくお願ひ申し上げます。

今日の勉強会が国民的な議論が行われる契機となることを期待して、私のごあいさつとさせていただきます。どうかよろしくお願ひします。

上富刑事法制管理官 ありがとうございます。

2 今井先生からのヒアリング

上富刑事法制管理官 本日のヒアリングでは、まず今井猛嘉先生から英国における死刑廃止の経緯などについて、約20分程度お話を頂いた後、小木曾綾先生からフランスにおける死刑廃止の経緯などについて約20分程度御意見をお伺いいたします。また、適宜、今井先生からもフランスにおける死刑廃止の経緯などにつきまして、また小木曾先生からも英国における死刑廃止の経緯などにつきまして、補足して御説明いただくべき事項がありましたらお話しさせていただきたいと思えます。その後、約20分程度質疑応答を行いたいと思っております。

まず、今井先生から御説明を伺いたいと思えます。今井先生は法政大学大学院法務研究科教授として御活躍されており、刑事法学を御専門とされており。それでは今井先生、よろしくお願ひいたします。

今井教授 法政大学の今井でございます。

本日は、「イギリスにおける死刑廃止—その経過と現状」につきまして、レジュメに沿って御報告をさせていただきたいと思えます。レジュメは、5ページのもの、統計をかいつまんだものがございまして、適宜御参照ください。

まずイギリスにおきまして、死刑の利用開始から廃止に至る経緯をざっと見ておきたいと思えます。連合王国というイギリスの国家の成立時期についてはいろいろな理解がありますけれども、1707年あたりに国家として成立した当初から、死刑が存在した

と言われております。当初は、死刑に値する罪というものが極めて多くございまして、最大では約220の罪について死刑が予定されていたということでもあります。その中には現在の目から見ると大変軽微なものも多く含まれておりまして、窃盗、住居侵入等も死刑の対象でありました。もちろん重大、凶悪な強盗や殺人については死刑が予定されていたところでもあります。

実際の運用状況につきましては、1770年から1830年にかけては、死刑が宣告された件数としては3万5,000、実際に執行されたのはそのうちの約5分の1の7,000ということでもあります。以後、対象犯罪、すなわち死刑が予定されている犯罪を限定する方向に制度が改正されてきまして、万引きでありますとか、その他軽微な犯罪は死刑の対象外とするということが続いてまいります。

そして、最終的には、次の五つのものがしばらくの間、最近まででございますけれども、死刑の対象犯罪として残っております。殺人罪、これは謀殺罪、人を殺すということをあらかじめ計画して人を殺したというものですが、そういった意味での殺人罪、反逆罪、スパイ活動あるいは海軍施設で放火をすること、それから海賊行為、これが主たる死刑の対象犯罪でありました。

あわせて、執行方法についても変化がございます。当初は残酷な対応がなされていて、公開の場において絞首刑が執行されておりましたが、これが1830年代前半に廃止されます。その後、執行場所を公開の場所から刑務所内へと移すことが1800年の後半に起こってまいります。

そうした経緯の後、20世紀初頭から第2次世界大戦終了直後までの間ではありますが、死刑に処せられた者は、男性で621名、女性は11名であったという記録が残っております。第2次世界大戦直前には、死刑の執行を5年間停止するという法案も提出されましたけれども、国会で採択されず、戦争に突入しました。戦争後に王室委員会が死刑に対するコメントを求めるために立ち上がってまいりました。そこでは様々な検討がなされまして、倫理的観点から死刑廃止も言及されましたが、世論の支持がないということで、死刑存置という結論が出されております。

その直後にエヴァンス・ケースという有名な事件が起こります。被告人エヴァンスは、1949年に家族を殺害したということで処刑されたのですが、その直後に他に犯人がいるのではないかという誤判の可能性の指摘があり、大変な世論の反応を導いたわけがあります。

それに対応する意味もありまして、1957年に死刑に処せられる殺人罪を6つに限定し、殺人罪であっても死刑にならない類型を認めるという法改正がなされております。

そうした流れを受けまして、1965年、当時の政権党であった労働党に属していたシルヴァーマンという議員が死刑執行の廃止法案を出します。彼はそれ以前の約20年間にわたって、大変精力的に死刑廃止の運動をしていた人であります。そういった彼の主張は、彼の選挙区においても特に支持されているわけではありませんで、当時、大衆は、死刑廃止に反対していたという状況にありましたが、シルヴァーマンがこういう法案を出した背景としては、西洋キリスト教国の中で、当時のイギリスは死刑廃止において大変後れを取っている。こういうことは人道的見地から、特に宗教的観点からは是正されねばならないということがあったと言われております。現に彼は、国会でこの趣旨のスピーチも行っております。

そこで、そういったことを受けまして、1965年に死刑の廃止法案が成立しまして、イギリス更に北アイルランドも徐々に死刑を執行停止にいたします。

その5年後に、執行停止を恒久的なものにするという国会での議決がなされて、ここにほぼ死刑の停止、廃止というものが実現されます。

以後も、死刑対象犯罪としては、先ほど述べたような戦争中の犯罪でありますとか、反逆罪が残ってございましたけれども、1970年から2003年にかけて徐々にこれらのものも廃止されてまいります。

執行方法についても変化がありまして、首を切るという方法は1973年に廃止、絞首刑も1998年の法律によって廃止されております。1998年は、イギリスにおきましてはヨーロッパ、EUと歩調をとって、人権の精神を国内法に入れるという **Human Rights Act** というものができました。その立法に際して、ヨーロッパ人権規約第6議定書を批准し、戦争状態を除いて死刑を禁止するという条約に署名いたしました。

その後2003年には、ヨーロッパ人権規約第13議定書に署名しましたので、イギリスでは、戦争中を含めて、いかなる状況においても死刑を廃止するという政策が採られるに至っております。

そこで、レジュメでは2ページ目でございますけれども、現在のイギリスにおきましては、これらの条約から脱退しない限り、死刑復活は法律上不可能という状況に至っているところであります。

ここまでが法制度を中心にした概要でございますけれども、今の話でもお分かりかと

と思いますが、死刑が予定されていた罪の中で、主たるものはやはり殺人罪、その中でも謀殺罪というものでありました。そこで、次では、謀殺罪をめぐる状況につきまして幾つか確認をさせていただきたいと思います。

まず殺人罪、謀殺罪で有罪と認定された件数について別表1でお示ししております。ここにおきまして、西暦と **England and Wales, Scotland** において、分かる範囲におきましてですが、裁判所において **murder** により有罪と認定された被告人の数を列挙しております。1969年に死刑が廃止されたわけですが、1965年から死刑の執行停止があったわけですので、65年からの数値を表に入れております。

これを見てまいりますと、当初は1970年代から少しずつ増えていくわけですが、86年あたりから、**murder** による有罪が認定されて、本来であれば死刑に相当する受刑者の数が増えていく傾向にありました。1997年にはこれが減っておりますけれども、99年以降また同じように増えていっております。

他方、2009年には、この年には、歴史的に見て非常に少ない人数の者しか **murder** で有罪認定されていないのですが、この点については今も解釈が分かれていて、景気後退によって潜在的な犯罪者は財産犯に走ったのではないかという解釈が当局から示されているところでございます。

人口比率において何名の者が **murder** で有罪認定されたかということについては、適切な資料が見当たりませんでしたので、ここでは御報告できませんけれども、**murder** で有罪認定された人数はこのような経緯をたどっております。

それでは、こういった殺人罪に対する刑罰として、死刑廃止後はどういうものが導入されたかといいますと、先ほどのシルヴァーマンの主張によって導入された1965年法によって、死刑は廃止するかわりに、終身刑、**life sentence** というものを導入しております。殺人罪に対する法定刑は終身刑だけですので、他の科刑の余地はございません。ただ、この終身刑、**life sentence** であるとか **life imprisonment** と呼ばれておりますけれども、仮釈放が不可能というわけではありませんで、実際には仮釈放が可能なものがあります。ですから、実際のところ、**life sentence** とは、不定期の拘禁刑というイメージが正しいであろうと思います。

そのような不定期の拘禁刑であるところの **life sentence** の科刑状況についてですが、これは別表2でお示ししております。これは若干古い資料でございますけれども、幾つかのデータを入れております。まずこの別表2の上のあたりに「受刑者総数」と書

いてございますが、これは終身拘禁刑を受けていた者を含めて、連合王国におけるすべての受刑者の数を出したものでありまして、1990年が4万4,975、2000年には6万5,000、2010年には8万5,000人弱ということで、現在ますます過剰収容の状況になり、これが大きな問題となっているところであります。

そうした中で、終身拘禁刑に処せられている者の数であります。1997年では3,721名ということでして、本日はお示ししておりませんが、この数は暫時増えてきております。内訳が分かるものとして1997年の数値を出しておりますけれども、今は5,000名弱ぐらいに増えているという報道もございます。

この終身拘禁刑の中で一番多くを占めていますのが、殺人罪、murderによる受刑者でありまして、それが約3,000名ということになっています。ちなみにその一つ下にmanslaughterと書いてありますが、これは日本にはない概念ですけれども、日本法的に言いますと、事前に計画されてはいなかった殺人罪と、過失致死罪に相当するものの両方を含む概念です。ですから、正確なmurder相当数を挙げることは困難でありますけれども、いずれにしましても終身拘禁刑の内訳の9割方は殺人罪に関連するものだと思っております。

レジュメに戻りまして、こういった終身拘禁刑に科された方々が、どの程度実際には刑務所の中で処遇を受けているかといいますと、平均して約13.7年、14年弱だと言われております。13年過ぎるころに、Parole Boardというところに仮釈放の申請をしまして、一定の条件があれば認められて仮釈放ということになります。その後、一定期間社会内で保護観察を受けることになっておりまして、2003年現在ではこういったlife sentenceを受けた後、仮釈放をされ保護観察を受けている人は、その大部分はmurderの前歴を持つ人でございますが、1,500人程度いるということになります。

次に、ではこういった殺人罪を中心にして死刑が廃止され終身刑となっている状況について、世論はどういうふうな反応を示しているかについて簡単にお話しいたします。

まず誤判の可能性があることにより死刑を回避すべきだという議論は、洋の東西を問わずあるわけでございます。イギリスでも、もちろんこの主張はなされておまして、先ほどお示ししましたエヴァンス・ケース以来、そういったミスジャッジがあったのではないかと疑われる事件があるたびに、大変強くこの点が意識されてきているところであります。

他方で、死刑をすることによって、潜在的な犯罪者に対する犯罪予防効果はあるのか、ないのかということについては、イギリスにおきましても消極的な評価、積極的な評価がありますけれども、アメリカ合衆国における議論を前提にして、統計的データ、数値に基づく議論が展開されつつあるのが、イギリスの特徴であり、現状であります。

世論調査の結果、大衆は、死刑の廃止についてどう考えているかということなのですが、大きな特徴といたしましては、死刑賛成派と反対派の割合はきつ抗したままであるというのが、現状ではないかと思えます。例えば児童が被害者となった殺人事件でありますとか、テロリストによる警察官の殺害事件が起こった直後などに世論調査をいたしますと、死刑復活という声が多くなりますけれども、そうでないときには下がるという傾向があります。

そうした傾向の一端をお見せするために、レジュメの3ページ、4ページに幾つかの世論調査の結果を示しております。比較的近時のものを挙げておりますが、3ページは2007年に行われた世論調査の結果です。これは殺人罪に対する法定刑の在り方について、イギリス、フランス、ドイツにおいて、各国1,000名弱の方々の意見を同時に聞いたものの結果であります。

その結果は、ここに書かれているとおりでありますけれども、死刑の復活を求める世論が最も強いのはイギリスである、ということが見てとれるかと思えます。他方、死刑に対して最も謙抑的な態度を示しているのはドイツであり、中間的な国がフランスだという特徴があろうかと思えます。

その次に、2009年11月の世論調査では、これはテレビを通じてオンラインで同時刻的に投票等をしていただいて、どういった結果が出るかを示したものですけれども、ここに記したような特に凶悪と思われる犯罪については死刑を復活すべきではないかという問いに対しては、70%の回答者がイエスと答えているところです。ここで言われている凶悪犯罪とは、武装強盗、強姦、あるいは児童が被害者になった犯罪、テロリストの行為、それから成人に対する殺害と、児童による殺害というのは少年犯罪ということですが、少年による悪質な殺害行為である。これらについては死刑をもって臨むべきではないかという声は、いまだに根強いということを示しております。

その次に、2010年7月の世論調査ですが、児童が犯した、少年が犯した殺人に対して死刑が必要という声も62%に上がっております。

次にレジュメの4ページでございますが、これは2010年以降の主たる世論調査の

結果を示していますが、9月の段階では死刑復活に賛成が約半数、11月の段階ではすべての殺人について死刑復活というのは少数ですけれども、一定の凶悪な殺人類型には死刑が必要という人が約3分の2強を示しているということになります。2011年8月も、同様な結果を示しているだろうと思います。

それから、現在の、リアルタイムのイギリスの世論を示すものとして注目されますのは、いわゆる **e-petition** というものでございます。これは様々な請願を市民がネット上に掲げます。そして、そのネット上に掲げられた請願事項に賛成する人がどんどんとネット上でサインをしていきまして、投票するということですが、その数が10万票を超えますと、国会、下院、庶民院に対して審議を促すことができるという制度であります。このイギリスの制度は、アメリカのそれと同様でございますけれども、最近よく使われているものです。

ここに、死刑を復活させるべきだとの請願が出されておきまして、当初これが出された際には大変反響を呼んだものでありますけれども、現在、おとといの数字で見ますと、これにイエスと答える人々の数は2万5,674です。これに対して、いや、そうではない、現在の死刑禁止を維持すべきだとの請願の方が最近では数が増えてきておきまして、おとといの段階では3万2,589です。これと併せまして、今度は死刑復活の請願を拒否すべきだという別の角度から出されている請願は、現在227ということになりまして、それぞれここに記載したように締切りがあるのですけれども、BBC等によりますとこの死刑復活させるべきだという **e-petition** が10万に至ることは多分ないのではないかとされています。これが、現在の見立てのようであります。

次のページに行かせていただきまして、こういった **e-petition** を含めて、世論の状況に国会レベルあるいは国会議員のレベルではどういう反応があるかということですが、国会レベルで死刑復活が正式に議論された直近のものは1998年の議論でありました。先ほど御紹介した **Human Rights Act** を採択するに当たり死刑復活法案が出されたわけですが、これは採決に至っておりません。その後も少数の国会議員は、死刑の復活を有力に主張しています。しかし、これが党派横断的なものになっているかという点、必ずしもそうではないというのが現状のようでございます。

最後に、今まで見てきましたイギリスの死刑の活用、廃止に至る状況をまとめておきたいと思っております。死刑廃止の背景といたしまして、イギリスの状況を素直に見てみますと、ここには法律的な議論というよりも、ヒューマンイズムに基づいた人間観というもの

が多々主張されていることが伺えます。この観点から、死刑の執行態様がまず人道化された。そのことによって、世論の目から遠ざけて死刑の執行ができるようになり、一時期死刑は「安定化」したと言われました。しかし誤判の可能性も指摘され、また、キリスト教的なヒューマニズムを主張する議員が現れることによって、死刑そのものの停止、廃止ということになったものでございます。

国会議員の傾向といたしまして、保守党議員は死刑廃止に当初は熱心でなかったわけですが、労働党議員の一部がこういったキリスト教的な発想から有力な主張をしたことにより、保守党議員も現在では、死刑の存廃論は政治問題ではないというとらえ方をして、宗教的観点から死刑廃止に賛成する方が多いようであります。

他方で、世論は、死刑存廃という問題について、先ほど申しましたように二つに分かれていて、死刑廃止に賛成する者と、国会議員は自分たちの意見、世論を反映していないのではないか、自分たちとしては死刑を復活させたいという者がきつ抗しており、議論が現在でも続いているという状況でございます。

簡単ですが、イギリスにおける状況の御報告とさせていただきます。

上富刑事法制管理官 ありがとうございます。

3 小木曾先生からのヒアリング

上富刑事法制管理官 それでは、続きまして小木曾先生から御説明を伺いたいと思います。

小木曾先生は、中央大学法科大学院教授として御活躍されており、御専門は刑事法学です。それでは、小木曾先生、よろしく願いいたします。

小木曾教授 小木曾です。よろしく申し上げます。

私は、レジュメ2ページを用意いたしております。

フランスは、1981年10月9日の法律で、死刑をあらゆる罪について廃止いたしました。ここでは若干の歴史とそれから廃止の経緯、背景、廃止後の状況についてお話しいたします。

まず廃止以前の制度ですけれども、廃止以前の身体刑は、死刑、無期・有期の懲役禁錮であります。死刑は、外患誘致など国益に反する罪のほか、個人法規に対するものは、先ほども出てきましたが謀殺の他、毒殺、嬰兒殺、現住建造物放火などに法定されておりました。

執行方法は、革命期から廃止に至るまで一般犯罪はギロチンであります。国家に対する罪、軍法違反は銃殺であったということでもあります。ちなみにこのギロチンですけれども、これは1789年、革命のときに、医師でありまた国会議員でありましたギロタンという人物がおりまして、この人がそれまで身分や罪によって執行方法が違いかつ残酷であった執行方法を、差別のない最も苦痛の少ない方法に変えるべきだと主張しまして、その主張が1791年の刑法に、死刑は斬首して執行すると定められたわけですが、これを実現するための装置として、開発者・考案者はギロタンではなくて、外科学会にこれを頼みまして、実際の製造は最終的にはドイツ人のチェンバロ製造業者が製造したらしいのです。1792年に初めて用いられたそうであります。

死刑判決が確定しますと、検察官から法務大臣に報告されまして、確定囚は独居房に収容されました。喫煙、読書等に制限はなく、近親者の面会も許されたということでもあります。

執行は、大統領による恩赦が退けられた後でなければすることができなかったのですが、その後、大統領による恩赦が退けられた後は、比較的迅速に執行されていたと言われております。執行、それから宣告件数はレジユメに書いてあるとおりでありますけれども、とりわけ1950年代にがくっと執行数が減っております。1970年～74年というのは、ポンピドー大統領のもとでの数字であります。そしてその後75年～81年がジスカール・デスタン大統領のもとでの数字であります。最終の執行が1977年であります。

廃止の経緯ですけれども、先ほど申しましたように1981年の法律で廃止されたわけですけれども、政治犯についての死刑は既に1848年の憲法で廃止されております。一般犯罪について死刑が残っていたわけですけれども、これについて革命以来数十の法案、廃止の提案がありましたけれども、実現には至りませんでした。最終的にこれを実現した1981年の法案は、1970年代の後半に具体化したものであります。そこには強い政治的な意思、政治家の意思があったと言ってよいと思います。この死刑廃止のけん引役であったのがバダンテールという法務大臣であることはよく知られていることでもありますけれども、この方の著書によりますと、1978年まで重い罪を裁く裁判所、重罪院と言っていますけれども、重罪院には参審員がおります。この参審員は、候補者名簿が作成される段階で、実は選別されていたのだ、これはバダンテールの著書によるとそのように書いてありまして、いわゆるリベラルな職業、例えば公務員であるとか管

理職といった人々によって占められていたと。彼らは、死刑廃止や刑罰の緩和を望む社会層でありまして、このことがこのレジュメにありますような死刑判決の減少につながったのだというのがバダンテールの分析であります。

また1977年以降、第1審で下された死刑判決は、ほとんど最上級裁判所、破毀院と言っていますが、そこで破棄されておりました。ところがこの参審員を選別する制度が1978年に廃止されまして、折から都市型の軽犯罪、例えば窃盗でありますとか器物の毀棄、それから暴力行為の増加に対して、厳罰をもって臨むべきであるという世論が高まりました。また凶悪事件が発生しますと、それに対して死刑の宣告が増えることが予想されていたわけでありまして。このような背景がありまして、事実1980年の秋には6週間の間に4件の死刑判決、全国ですが、全国で6週間の間に4件の死刑判決が第1審で下されております。

この都市型の犯罪への対処策として、「自由と安全法」、そういうタイトルがつけられた法律が提案されたのですが、これをめぐって国会では左派と右派の対立がありまして、このような、犯罪対策における寛容主義と厳罰主義の対立の一つが死刑の是非でありました。

また女性の処刑は1949年が最後であったということで、それ以後は宣告されてもいずれも恩赦を受けていたということでありまして。その理由は、女性であるからとしか説明がつかない、この差別を解消するには死刑を廃止するしかない、このようにもバダンテールは述べております。

さて、1981年に大統領選挙がありました。このときの候補者の死刑に対する態度について見てみますと、ジスカール・デスタンは1978年に、「我々のなすべきことは死刑を廃止してもよいと思われるような安全と正義が行われるフランス社会を実現することである」、こう述べました。しかしジャック・シラクは、個人的には死刑廃止に賛成であると述べておまして、憲法を改正して国民投票を実施したい、国民投票によるべきだという主張をいたしました。シラクは、後に大統領として死刑廃止条項を憲法に挿入する憲法改正を行っております。そしてミッテランは、廃止を選挙公約にいたしました。

1981年3月のテレビ取材に対して、ミッテランはこのように言っております。「私は自らの良心の奥底、それは宗教各派や国内外の人道主義活動団体のそれと通ずるものですが、自らの良心の奥底から死刑に反対します。世論が死刑を支持していること

は知っていますが、私はそれには左右されません。選挙に当たって、私は有権者の支持を求めています、信念を隠して支持されようとは思いません。私は死刑に反対です」。これもバダンテールの著書からですが、実はミッテランは第4共和制、1954年～1955年の間法務大臣を務めておりまして、この間に死刑執行に関与していたそうで、そのことを不快な思い出としていたということでもあります。

そこで、81年5月のミッテランの当選、それに引き続く国会の解散、これによりまして、弁護士出身の熱心な死刑廃止論者でありましたバダンテールが法務大臣に就任しまして、廃止法案を提出、廃止が実現されました。ミッテランは前述のとおり、この点に関しては世論にかかわらず信念を貫くと述べましたが、世論は実際1978年～1980年、死刑制度に賛成が58%前後、反対が34%ぐらいです。廃止後についても、死刑の復活に賛成するというのが50%～60%台で推移しております。2006年の調査というのが見つかったのですが、42%ぐらいが復活に賛成であるという調査もございます。ですから、世論の大半が死刑廃止を望んでいたというわけではありません。

では、これが大きな選挙の争点であったかどうかということですが、当時のフランスは第2次石油ショック後の経済不況、高失業、高インフレに覆われておりまして、このミッテランの当選というのは社会党政権の樹立、すなわち政権交代時代の幕開けとしての意味が大きかったわけです。ですから、そんなにこの死刑そのものが大きな選挙の争点になっていたということではないように思います。とすると、なぜ大きな争点ではなかったのに世論に反してまで廃止が実現したのかということですが、これは私の憶測ですが、恐らく大きな争点ではなかったが故に、世論に反しても政治家の信念に沿った廃止が実現したということではないのかと推測します。大きな争点であれば、大統領候補者が世論に耳を傾ける必要はないというようなことは言いにくいのではないかと思います。

廃止法案が通った翌日の新聞各紙の扱いなのですが、いずれも1面で伝えてはおりませんが、1面のトップというのは、「ル・マタン」というのが一番上に大きく報じていますけれども、あとはそんなに大きな活字で報じてはいないという、これはそういう当時の雰囲気を感じているように思います。

また、このような政治情勢の背景には国際的な死刑廃止の潮流がございました。西ヨーロッパではフランスが最後の死刑廃止国でありまして、先ほど今井先生の御紹介があ

りましたけれども、例えば1971年の国連決議、1980年の欧州評議会の決議、1981年の欧州議会の決議、市民的及び政治的権利に関する国際規約6条、それからヨーロッパ人権条約の第6議定書などがありまして、いわばフランスはこうした国際情勢にも押されて廃止に踏み切ったという事情があると言えると思います。

また、そんなに大きな事情ではないかもしれませんが、逃亡犯罪人の引渡しなどの司法共助の場面では、廃止を要請する国に死刑があることが共助の拒否事由になるということもあります。そのような事情も、もしかすると背景にはあったかもしれません。

それからもう一点は、この廃止の法案には代替刑についての条項が入っておりません。代替刑というのはいろんな可能性がありますので、それが決まらない限り廃止できないということになりますと、廃止の実現が遠のくということでありまして、代替刑を入れずに単純にすっきりと、一つの刑罰の種類である死刑を別の刑に置きかえるのではなくすのだ、という説明を、当時の議会でバダンテールはしております。

最後に廃止後の状況であります。この法案が成立した当時、確定囚は8人おりましたけれども、いずれも減刑されました。その後、それまで上限が20年でありました有期の収監刑は30年に引き上げられまして、それから廃止に先立つ1978年に、保安期間と訳していますけれども、これは収監刑に付加して言い渡されるもので、これが言い渡された期間中は仮釈放等が許されない制度ですが、これが数次の改正を経まして現在では法定刑の2分の1、又は無期刑の場合は18年とされていますが、これを、例外的に特に重いもの、子供が殺人の対象になったような場合は、この期間を30年又は本当に終身とすることもできるということになっております。

2011年1月1日現在で収監されている受刑者のうち、重罪で5年以上の収監刑に服している者が7,916人。内訳はそこに書いてあるとおりであります。10年～20年というのが68%以上いるということでありまして。無期刑もそれなりにおります。

その後、2007年に憲法に死刑廃止条項、66条の1というのを入れまして、何人も死刑を科されてはならないという死刑廃止条項が憲法に入りました。これは国連のいわゆる人権B規約の第2選択議定書を批准するため、また人命の不可侵、死刑廃止を象徴的に示すために改正が行われたものだと言われております。

テロ犯罪等について、死刑を復活させる提案始め、81年以来20余の復活法案が提出されておりますけれども、実現してはおりません。

廃止後の殺人、これにはいろんな形態の殺人がありますけれども、認知件数はグラフ

のとおりでありまして、81年に引き続く3年間は上がっていますが、その後下がってまた上がってという、これは死刑廃止そのものにリンクしたというよりは、全体の様々な犯罪の認知件数の増減にリンクしているので、廃止の影響がここから読み取れるわけではないというのが向うの犯罪学の教科書の分析でございます。以上です。

上富刑事法制管理官 小木曾先生ありがとうございました。

4 質疑応答

上富刑事法制管理官 それでは、質疑応答に移らせていただきます。ただいまの今井先生、小木曾先生の御説明に関して、何か御質問がございましたらお願いいたします。

平岡法務大臣 大変ありがとうございました。お聞きした範囲においては、いろんな国の状況というのがあるのだなと思いますけれども、例えば今の日本の状況というものがあって、イギリス、フランスの死刑廃止の動向というものと比較してみた場合に、日本にとって参考となるべき事象、事柄というのはいくつかあるのか。逆にこの日本にとっては参考にならない事象というのはいくつかあるのかという、日本との比較においてイギリスとフランスというものをどういうふうにも評価したらいいのだろうか。もっと簡単に言えば、日本とイギリス、フランスの似ている点と違っている点というのはいくつあるところがあるのか、もしお気づきの点があったら教えていただければと思うのですが。

今井教授 御質問ありがとうございます。大変基本的で一番難しい御質問かと思っておりますけれども、イギリスについてお答えいたします。もともとイギリスでは警察制度が十分に発展しておりませんでした。産業革命を経て第1次世界対戦を経てという流れの中で、小さな犯罪から凶悪犯罪まで、多種多様な犯罪が生じました。そこで、刑罰による犯罪抑止を求める大衆の意見が強くなり、その一環として、死刑も利用されてきたのです。これに対して国会議員対応を見ると、上院、貴族院の方々の中では、死刑を活用すれば良いというものではないという見方をする方が比較的多かったのですが、下院、庶民院の方々には、選挙の洗礼を受けており、大衆の意見により身近であるということもあって、割と刑罰制度の活用については熱心だったということでもあります。つまり何を申し上げたいかといいますと、イギリスにおいて死刑が当初は活用され、その後、廃止に至ったという事象を見るには、前提として、時代時代の治安状況とこれに対する刑事政策の効率性あるいは刑事政策への信頼性ということを考慮する必要がある、ということござ

います。

しかしながら、これはフランスにも共通している点ですが、そうした治安状況を踏まえつつも、他方で、人道的観点、宗教的観点からの死刑廃止論が徐々に優勢となり、最終的に死刑廃止に至った、という整理が可能かと思えます。つまり、イギリスやフランスでは、ベッカリーア以来の人道的な刑罰観というものがかなり影響力を持っていったわけであります。ベッカリーアの主張は、イギリスではベンサムに受け継がれ、フランスではユーゴがこれに触発されて小説を書きました。そういった、犯罪は憎むのだけでも、死刑という刑罰は自分たちの基本的な信念に反するのだという法律論を超えた共通の宗教的認識が根本にはあったようであります。イギリスが死刑を廃止する際には、先ほど御紹介したシルヴァーマンが、西欧キリスト教国でまだ死刑が残っているのはスペインとフランスぐらいしかないということを強調しましたし、フランスにおいても、バダンテールは国会において西欧キリスト教国家においてフランスにまだ死刑が残っているのは、人権擁護をリードしてきたフランスとしては大変恥ずかしいことであるというスピーチを国会でしています。そういった意味で、イギリス、フランスにおいては、死刑は自分たちの人道観、宗教的確信に反するという発想が存在したのではないかと、思われます。そのあたりは、日本とは違うかもしれません。

上富刑事法制管理官 小木曾先生はいかがでしょうか。

小木曾教授 死刑の廃止そのものもそうですけれども、犯罪対策全体の位置付けといいますか、例えば認知件数などを見ますと、フランスは日本の人口の半分ほどで、このグラフにありますように殺人の認知件数が2,000件前後で、ちなみに平成21年の日本の殺人の認知件数は1,094件だそうですから、それと比べると人口が少ない割に殺人の件数は多いというような状況があります。また、世論そのものは復活に賛成だとか、廃止を大多数が支持していたわけではないということがあったわけですが、しかしそこで今、今井先生からもありましたように、政治家が強いリーダーシップを発揮してこれを世論、特に先ほど私多少穏やかな訳し方をしたのですが、ミッテランは直訳しますと「世論の大半は死刑に賛成ですね。私は私の信念に反する世論調査を読む必要はありません」というふうに、辞書的に訳しますとそう言っているのですが、そのような非常に強い政治的な意図、意思があったということで、これが民主的な、といいますか、議会制民主主義をとる国にあってよいことなのか悪いことなのかという問題があるとは思いますが、ともかくそれで実現をし、現在に至るまで復活しておりませんし、

しかもそれを憲法に書き込むということまでするわけですので、そのような強い政治的なリーダーシップというか、意思というのは日本の状況とは違うかもしれないところ、こういう言い方をしているのかどうかあれですけども、そういう気がいたします。

上富刑事法制管理官 ありがとうございます。

引き続き何か御質問ございますでしょうか。

稲田刑事局長 今大臣から御質問があったところと更に重なるようなところかと思うのですけれども、特にイギリスの話の中で、キリスト教な人間観というお話がございました。なかなかやはりちょっと、ベッカリーア以来というのは分かるのですけれども、もう少し平たく言うとどういうふうに理解したらいいのか。また、そこで思うのは、我々西欧諸国と言ったときにアメリカも含めて一般には見ていると思うのですが、実はそこがどうもこの問題に関しては、イギリスも含めたヨーロッパとアメリカとでは若干違いが出てきている。法体系としては英米法と我々は理解していたのですけれども、特にイギリスとの関係で言えば、そこにどういう違いがあるのだろうか。同じキリスト教国、アメリカもやはりキリスト教国だと思いますし、もちろんアメリカの場合州によって違うということもありますけれども、アメリカの話ではなくて、アメリカを比較の対象としてヨーロッパのキリスト教観というのは具体的にどういうところにあるのかというのをもう少し教えていただければと思います。

今井教授 これは私が文献を読んで主張を理解した限りでございますけれども、最終的にキリストの慈悲の法というものが隅々に妥当しているべきであって、各国の法体系もそういう精神で貫かれていないといけない。したがって、殺人を犯した者が大罪を犯したことは確かだけれども、他方で、キリスト教的な精神を体現しているべき国の法律によって彼を殺害するのは背理であるというのが、ベッカリーア以来の主張といたしますか、共通了解のようであります。この感覚の再確認を、ユーゴは『死刑囚最後の日』という小説を書いて訴え、そうした主張がイギリス、フランスに交互に反映されながら現在のような帰結、死刑廃止に至ったという分析がなされているところなので、御紹介した次第です。

それからアメリカとの違いは大変重要な点でして、ヨーロッパの人からも、様々な分析がなされています。その中の説得的と思われるものを御紹介しますと、アメリカの成立の歴史から、アメリカでは、いわば原始的な刑罰観、応報刑の発想が根強く残っているために、キリスト教が信奉されてはいるものの、死刑が存続しているのではないか、

という見解が存在しています。アメリカは植民地からスタートしたので、十分な警察制度が存在せず、各地方政府によって治安が守られていたわけですが、その程度も様々であった。国法体系として、自分たち市民が刑罰権を国に与えるというのは、言ってみると犯罪に直面した、その最終局面でも、正当防衛権のかなりの部分を国に委ねるから、その代わりに国において処罰をしてもらうということになるけれども、アメリカでは、そこまでの信頼に足る政府が、なかなか生じてこなかった。少なくとも、アメリカが発展していく段階においては、様々なレベルにある政府組織が混在していたので、刑事司法の領域においても自治の観念が強調され、犯罪者からの自衛と応報という面が重視され、凶悪犯罪に対しては死刑を持って自己を守るべきだという観念が残ったのではないかと、という分析が、これはヨーロッパの観点の分析ですが、出されております。同じくキリスト教的背景を持ちながら、ヨーロッパとアメリカとで死刑に対する対応が異なってきたことは、この見解によって、確かに、ある程度は説明できると思います。

上富刑事法制管理官 小木曾先生、いかがでしょうか。

小木曾教授 フランスでも、人道主義ということはよく言われるのですけれども、一つこれも憶測なのですが、ギロチンというあの執行方法、自分たちは人道主義の国であるという自負がいわゆるインテリの間にはある。ところが執行方法を見るとギロチンである。そのマイナスイメージというのを払拭したいという思いがすごくあったのではないかと、というような気はするのですけれども。

アメリカとの比較ということで言いますと、英米法というくくりで私たちも物を見ることはあるのですけれども、実はイギリスとアメリカというのは随分違うのですね。例えばプライバシーという概念についての考え方も随分違いますし。ただ、アメリカでも、確かに36州か37州維持していると思いますけれども、できるだけその対象犯罪を限定するという努力をずっと1972年から続けておりますので、制度そのものとしては残っていますけれども、例えば日本ですと死刑の法定刑の幅が非常に広いわけですが、アメリカは死刑を科すことのできる類型というのを徹底的に絞り込むというような法律の書き方をして、それが恣意的に科されることのないようにという努力を続けてきたということはあるとは思いますが。ただ、それが廃止に至らないというのは、連邦制という国の体制というものもあるのかもしれないとは思いますが。

上富刑事法制管理官 ありがとうございます。ほかに御質問はございませんでしょうか。いかがでしょう。

稲田刑事局長 もう一つ、これはフランスの問題ですけれども、先ほど御説明がありましたが、死刑問題に関して2007年に憲法改正をして死刑廃止を憲法条項にしたという、これは憲法を改正しなければできない何かがあったのか、あるいはそうではなくて、死刑廃止を憲法に書き込むことによってかなりリジッドなものにするとか、あるいは政治的にといますか、法的にかもしれませんけれども、非常に高い何かを求めるものがあったのか、その意味付けは、技術的なものとするよりも、もう少し違うものとして理解すべきなのか。そこを教えてくださいませんか。

小木曾教授 一般的な説明としては、1989年の12月15日に国連総会で採択された死刑廃止の国際人権B規約の第2選択議定書を批准するのだと。つまり自分たちもそういう国の仲間入りをするのだということを象徴的に示すための憲法改正であったと説明されております。ですから、何かこれをしないとどうだということがあったということではないと思います。

上富刑事法制管理官 今井先生、この点について何か付け加えられることはございますか。

今井教授 政治家の主張としては、死刑廃止は、人権大国を自認するフランスの国家としての基本姿勢を示す極めてシンボリックなことだから、必ず憲法を変えて、憲法に死刑禁止を明記しなければいけないという主張が強くあったと伺っております。他方イギリスには、成文憲法はございませんので、先ほども申しましたが、ヨーロッパ人権規約に加入し、Human Rights Actを制定することで、フランスと同様の意義付けはなされているものと言われております。

上富刑事法制管理官 ありがとうございます。御質問ございますか。

平岡法務大臣 死刑を廃止するに当たって代替刑の話というのは先ほど説明があったのですけれども、もう一つの大きな課題というのは、被害者救済とかあるいは被害者の持っている感情というか、気持ちというものをどう国家として受けとめるかという問題もあるような気がするのですけれども、そういう意味で、フランス、イギリスでは、被害者救済対策とか、あるいは被害者のそういう気持ちというものをどのように制度的に反映させるかという、そういう議論というのはどんな形であったのかというのがもし分かれば、教えていただければと思いますけれども。

上富刑事法制管理官 今井先生、よろしゅうございますか。

今井教授 一般的にイギリスでは、被害者保護ということは大変早くから重視されておりました、コミュニティによるか、あるいは様々な団体によるかという違いはありますが、

被害者を社会全体で包み込み、ケアするというのがなされておりました。ですから、この問題は、死刑廃止の問題とは、あまり関係ないと思われます。被害者が報復として、つまり自己の救済が不十分なので、そのかわりに死刑を求めるといような主張は、ないわけではありませんが、大きな声にはなっていないように思います。

上富刑事法制管理官 小木曾先生、お願いします。

小木曾教授 フランスにおいても、被害者の救済、これは経済的な救済それから各種支援団体による救済等は、70年代からかなり活発になりまして、ただ、それが死刑のこれとリンクしているかという、そうではないと思うのですが。むしろこの81年あたりからかなり充実の度合いが高まってくるのです。そういう傾向を私たちが学んで日本で紹介したりはしてまいりました。

上富刑事法制管理官 ありがとうございます。ほかに御質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、予定していた時間になりましたので、本日の勉強会はこれで終了ということにさせていただきますと思います。今井先生、小木曾先生、本日はどうもありがとうございます。

それでは、以上で本日の勉強会を終了いたします。御苦労さまでした。

—了—